

加東市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和2年度定期監査（5月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和3年6月25日

加東市監査委員 高 橋 優
加東市監査委員 小 西 勝 之
加東市監査委員 壺 井 弘 次

令和2年度定期監査（5月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年5月25日において、令和2年度5月期（令和2年4月1日から令和3年4月30日まで）における、鴨川小学校、鴨川保育園の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和2年度5月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【鴨川小学校】

1 監査の結果

職員は、校長、教頭及び教諭等職員 11 名、パートタイム会計年度任用職員 2 名の合計 13 名である。

児童数は、令和3年5月において次のとおりである。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
人数	1	4	3	6	8	5	27

鴨川小学校は「独自性」「将来性」「地域性」「発信性」を柱に、へき地の強みや豊かな地域資源を生かし、教育活動に取り組んでいる。

社地域の小中一貫校開校に向け、小学生段階の役割として、自立に向けた「学力」「生活力、社会力」「体力」の基礎を培うことを重要としている。また、今までの3校（鴨川・米田・三草）に福田小学校、社小学校を加えた、社地域での小学校同士の交流「小小交流」や社中学校との交流「小中交流」を推進している。

備品の管理状況については、備品の一部を抽出し、台帳に記載されている備品が実在しているかどうか、実在している備品が台帳に記載されているかどうかを確認した。コンピューター室及び家庭科室において、適正に管理されていた。

学校徴収金について現金出納簿を確認したところ、領収書等と出納簿の数字に

誤りはなかった。しかし、現金出納簿は学年ごとに、学期につき1枚でまとめられており、収支があったその都度に記載されているものではなかった。また、一部収支が領収書どおりに記載されていないものがあった。

2 意見

「小小交流」のような他校との交流の機会は、人や仲間との関わりを学ぶ重要な機会であるとともに、小中一貫校開校に繋がる行事として重要であるため、これからもご尽力いただきたい。

備品については、備品台帳上での管理場所と異なる場所に現物が置いてあることがないように、特に寄贈品などはもれやすいので注意し、引き続き管理を徹底していただきたい。

現金出納簿については、入金や支出がある度に記載することで、少額であっても記載漏れがないように努めていただきたい。

少人数ならではの学校施設や教育内容、地域との繋がりや強さをこれからも大事にしていただきたい。

【鴨川保育園】

1 監査の結果

職員は、正規職員1名、再任用1名、フルタイム会計年度任用職員1名、パートタイム会計年度任用職員4名の合計7名である。

園児数は、令和3年5月において次のとおりである。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育利用	1	0	1	2	4	2	10

鴨川保育園は、「心身共にたくましい人間力の基礎作り。」を保育理念に、異年齢保育や自然保育などの特色ある保育を実施している。また、交流保育として、地域及び鴨川小学校との交流を積極的に行うことで、人と関わる力や自尊感情を育てることに取り組んでいる。

延長保育に係る保護者負担については、加東市延長保育事業実施要綱に基づき、10分毎に100円の延長保育利用料が設定されている。1か月ごとに保護者から利用料を徴収し、入金を行っており、関係書類を確認したところ、適正に処理されていた。

歳入の雑入（傷害保険料個人負担金）については、市が支払った保険料について、保護者に一定の負担割合を求め、保護者会が一括して納入したものである。

備品の管理状況については、一部の備品において備品シールが貼りつけられて

いないものが見られた。

2 意見

延長保育に係る保護者負担については、令和3年4月以降は現時点まで延長保育の利用は0件とのことだが、引き続き適正な処理に努めていただきたい。

一部の備品において備品シールが貼りつけられていないのは、おそらく園児が剥がしたものであるのでは、発見次第備品シールを貼り直すようにしていただきたい。また、備品台帳は整理されているが、廃棄したものを見え消しの状態にしていると廃棄したものが台帳上に残り続けてしまうため、見え消しではなく削除すべきである。

地域や鴨川小学校など外部との交流は非常に重要なものであるため、これからも大事にしていきたい。